

福島県水環境保全基本計画（中間整理案）に対する意見と対応

資料	該当頁	意見等	意見への対応	委員名	担当課
1 資料1-3	全体	表、図の説明で、 ・・は、？図のとおり、・・である。 ・・は、・・である。（？図） と2通りあるが、下段で統一された方が分かりやすいと思われますが、いかがでしょうか。（例えば、P24, 25）	御指摘を踏まえ、下段のように記載を修正いたします。	河津委員	水・大気 環境課
2 資料1-3		前回意見を提出した「湖沼に関する施策等を見直す方針への賛成意見」や「PFOS/PFOAの調査地点の徹底」に関して、丁寧に対応いただきありがとうございます。 「処理水の海洋放出に対するモニタリングの徹底」と「県民の皆様の安心につながる情報共有体制」についても、国の検討状況を踏まえ、県民への情報共有への意欲などご説明いただき、様子を理解しました。 なお、情報共有に関しては、東電あるいは国が情報発信するデータだけでなく、その数値がどういう意味を持つのか、という事がきちんと地域の方々に伝わるように、対話型リスクコミュニケーションの徹底など、充分配慮していただきたい。	処理水の海洋放出に係る情報共有に関しては、御意見を踏まえ、正確なデータの分かりやすい情報発信に努めてまいります。	崎田委員	放射線監 視室
3 資料1-3	P1、14 行	細かな点ですが、「・・水中の放射性物質は減少傾向にあります。」は、「・・水中の放射性物質濃度は減少傾向にあります。」ではないでしょうか。P21の6行目に合わせる。	御指摘のとおりですので、記載を修正いたします。	武石委員	水・大気 環境課

資料	該当頁	意見等	意見への対応	委員名	担当課
4 資料1-3	P1～ 10、21 ～23	東京電力福島第1原発から海洋放出される計画の、トリチウムを含む処理水について、国や事業者とのすみわけを意識するためか、県としての意思表示がまだ不十分と感じます。▼例えばP1・計画改定の趣旨では、「公共用海域の水中的放射性物質は減少傾向にあります」と触れただけですが、計画期間中に処理水放出が行われることは大きなエポックなのであり本計画には冒頭から明記しておく必要があるでしょう。▼また、本計画は従来、福島県内を計画範囲としてきたことは当然ですが、処理水問題は「安全・安心」を知らしめる相手が県外、国外の方々にまで広がる点が特徴であること、国と事業者が責任のある対応を取るよう県として強く働きかけていくこと、その論拠として県独自の調査や研究を視野に入れて検討することも「基本計画」に盛り込んではいかがでしょうか。	改定作業中の福島県環境基本計画において「A L P S 処理水の処分に係る対応」として、「A L P S 処理水については、国が前面に立ち、安全はもとより国内外に向けた正確な情報発信や万全な風評対策等に関係省庁が一体となって取り組むよう求めていきます」と記載していることなどを踏まえ、関係部局と協議しながら、対応について検討してまいります。	小野委員	水・大気 環境課

資料	該当頁	意見等	意見への対応	委員名	担当課
5 資料1-3	P21、 27行 P23、 (2) 課 題)、 (3) 施 策の内 容	(1)現状として、福島第一原子力発電所において「多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が出されたことの記述がありますが、p23の「(2)課題」、「(3)施策の内容」には対応する記述がありません。9/9に開催された全体会議での福島県環境基本計画（第5次）（案）のP27では、【ALPS処理水の処分に係る対応】として「ALPS処理水については、国が前面に立ち、・・・風評被害対策等・・・求めていきます。」などの記述があります。あらたな不安材料として追加されたとするならば、「(2)課題」、「(3)施策の内容」にも記載が必要ではないでしょうか。	ALPS処理水の海洋放出については、国のモニタリング調整会議が開催され、関係省庁が連携して、海域のモニタリングを強化拡充することが決定されています。 現在、モニタリング調整会議の下に設置されたタスクフォースと専門家会議において、具体的な内容の検討が進められており、県としても、処理水の具体的な放出方法や、国の検討状況を踏まえ、モニタリングの更なる強化について検討していきます。	武石委員	放射線監 視室、 水・大気 環境課
6 資料1-3	p21,27 行	アルプス処理水について現状が記載されていますが、これに対する施策がありません。23ページの施策を記載する必要があると思います。例えば「海洋放出水の安全管理のため国のモニタリングを監視する」など	御意見を踏まえ、対応について検討してまいります。	渡邊委員	
7 資料1-3	p28	森林整備の担い手育成事業は、水源地域の保全からも重要な施策と思われます。令和4年度本格開講する「林業アカデミーふくしま」はどのような内容なのでしょうか。	森林は水源かん養機能などの公益的機能を有することから、水源区域等の保全にも資する森林整備等を担う人材を育成するものです。アカデミーでは、最新の林業機械・機器、訓練装置を導入し、林業への就業希望者を対象とした就業前長期研修及び市町村職員・林業従事者等を対象とした短期研修を実施します。就業前長期研修では実践力を有する林業従事者を1年かけて育成することとしており、令和4年度から毎年15名の研修生を募集する予定です。	河津委員	林業振興 課

資料	該当頁	意見等	意見への対応	委員名	担当課
8 資料1-3 イ	p32	<p>PFOS及びPFOAについて、「排水基準のない」とありますが、環境省は「1リットル当たり50ナノグラム」の暫定目標値を設定しています。案文の表現で問題はありませんか？</p> <p>また、2019、20年度の環境省調査では、県内2市の地下水から暫定目標値以下ではあるものの7.8～11.9ナノの検出がありました。県はこの調査地点の設定と結果について、どのように考えていますか？</p>	<p>御指摘を踏まえ「排水基準のない新たな化学物質」を「健康リスクのおそれのある新たな化学物質」に修正します。</p> <p>PFOS及びPFOAについては、人の健康の保護に関する物質ではあるものの、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、令和2年5月に要監視項目に設定されたところです。</p> <p>御指摘の国の調査地点については、PFOS又はPFOAの排出源となり得る、泡消火剤を保有・使用する施設や有機フッ素化合物の製造・使用の実績のある施設の周辺から選定したものです。</p> <p>調査結果は、御指摘のとおり、国が人の健康への影響を評価して設定した暫定指針値を下回っていました。</p> <p>県では引き続き公共用水域、地下水で暫定指針値を超過している地点がないか監視を行うと共に、暫定指針値を超過している地点が確認された場合は、排出源特定のための調査や、濃度低減のために必要な措置などを検討します。</p>	小野委員	水・大気環境課

資料	該当頁	意見等	意見への対応	委員名	担当課
9 資料1-3	p36	使い捨てプラスチックごみの削減は、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に「個包装」が急増し、アフターコロナにおいても急減はしないことが予想されます。マイバッグ、マイボトルだけでは効果は非常に限定的であり、木製ストローにみるようなプラスチック材からの本格的な転換を県が事業者や産総研などに呼びかけて研究していく必要があるのではないかでしょうか。森林県として本県がこの分野の先頭に立つような、意欲的な書きぶりを、この基本計画の中で示すよう期待します。	海洋に流出する廃プラスチック類やマイクロプラスチックによる生態系に与える影響が懸念されることから、マイバッグ、マイボトルに限らない対応について、関係部局と協議しながら検討してまいります。	小野委員	水・大気環境課
10 資料1-3	P42,5行	計画の進行管理が記載されていますが、進行管理をする責任体制（組織）があれば記載した方が良いと思います。	P41,39行に記載の「福島県水環境保全対策連絡調整会議」において計画を全庁的に推進すると共に、県民の身近な水環境に対する評価を把握して進行管理を行います。 なお、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ・P41,37行「3 計画の推進体制」→「 <u>計画の推進・進行管理体制</u> 」 ・p42,1行「本計画を着実に推進します」→「 <u>進行管理を行い、本計画を着実に推進します</u> 」	渡邊委員	水・大気環境課
11 資料1-4		数値目標一覧表では、環境基本計画に合わせての整理、モニタリング指標でも目標区分が↗ — → の違いがあり、説明が必要と思われますが、いかがでしょうか。	モニタリング指標は数値目標を設定しないものの、「↗」については現況値より上昇を目指す、「→」については現況値を維持する、「—」については数値の推移を把握しながら施策の検討に資するもの、を意味しており、御指摘を踏まえ、注釈を追記いたします。	河津委員	水・大気環境課